

さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋に係る広告掲載事業者募集要項

1 目的

民間企業等と協働し、さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋を広告媒体として有効活用することにより、市の新たな財源を確保するとともに、情報発信による地域経済の活性化等を図ることを目的として、広告掲載事業者（広告代理店）を募集します。

なお、本事業は、令和7年度からの円滑な事業の開始のため予算成立前に募集を行います。令和7年度予算の成立が前提となりますので、予めご了承ください。

2 業務概要

- (1) 業務名 さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋に係る広告掲載業務
- (2) 業務内容 別添「さぬき市指定可燃ごみ用袋の外装袋に係る広告掲載業務仕様書」のとおり
- (3) 履行場所 さぬき市指定場所
- (4) 履行期間 契約日から令和8年12月31日まで

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの期間に、さぬき市が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加申込書の提出日現在で、本市の市税に滞納がないこと。
- (5) 本市の物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿に登録されていない者が参加する場合は、次のア及びイの要件を満たすこと。
 - ア さぬき市税の滞納がないこと。
 - イ さぬき市の個人市民税につき特別徴収義務を有する場合は、その義務を履行していること。

4 広告の範囲等

（基本原則）

広告媒体に掲載する広告は、広告主の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民等への生活情報の提供に資するものとし、その基本原則は次のとおりとします。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を配慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 本市条例及び関係法規を遵守したものであること。

(掲載しない広告)

広告媒体に掲載しない広告は、内容が上記の基本原則に反するもののほか、次のとおりとします。

- (1) 本市指定ごみ袋販売店に係る広告（販売店は、さぬき市ホームページに掲載しています。）
- (2) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (5) 求人広告に類するもの
- (6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 国政世論が大きく分かれるもの
- (10) あたかもさぬき市が推奨しているかのような表現を含むもの
- (11) 市指定ごみ袋の外装袋としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (12) さぬき市税の滞納があるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市指定ごみ袋の外装袋に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

上記のほか、さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱に規定する広告の基準に反する広告を掲載することはできない。

5 手続

(1) スケジュール

- ① 募集の開始 令和7年1月6日（月）
 - ② 申込書等提出期限 令和7年1月31日（金）午後5時まで
- ※ 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）

- ③ 選定結果通知 令和7年2月初旬（予定）
- ④ 事業者決定・契約締結 令和7年2月中旬（予定）
- ⑤ 広告原稿の提出 令和7年3月下旬（予定）
広告原稿は市の指定する日までにさぬき市生活環境課に提出すること。
なお、事業者がこの日までにさぬき市に広告原稿を提出できないときは、当該
広告欄は本市で使用します。この場合でも、事業者は契約に基づく広告料を納
付しなければならない。
- ⑥ 広告料の納付 市が指定した時期

(2) 質問及び回答

令和7年1月10日（金）から 同年1月24日（金）午後5時までに、電子メ
ール、持参又はFAXで提出すること。

回答は、質問書の受付終了後、電子メール又はFAXにより質問者に回答する。
なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けない。

(3) 申込に必要な書類

本案件に申込みをする時は、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 見積書（様式第2号）

ウ 提案書（任意様式）

広告料の総額の最高額を提示した者を広告掲載事業者に決定します。

仕様書及び募集要項を熟読の上、本業務の実施に当たってのスケジュールや
広告原稿案等を提案すること。

エ 会社概要（パンフレット等） ※法人の登記事項証明書の写し可

※ 提出日より3か月以内に作成されたものの写しでも可

(4) 提出方法等

ア 提出方法 さぬき市生活環境課に持参又は郵送

○持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時

○郵送の場合：一般書留又は簡易書留での送付に限る。なお、締切を過ぎて到着
したものは失格とする。

イ 提出期限 令和7年1月31日（金）午後5時まで

ウ 提出先 さぬき市市民部生活環境課

〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

6 選定・評価基準等

(1) 広告の選定

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱に抵触する広告、さぬき市指定ごみ
袋の販売店に係る広告は選定しない。

(2) 選定方法

広告料の総額の最高額を提示した者を広告掲載事業者に決定する。なお、最高額の者が複数あるときはくじによることとし、くじの日時等については対象者に事前に通知する。なお、市が定める予定額に満たない場合は、再度広告掲載業者の募集を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全ての申込事業者へ電話又は郵送等により通知する。

7 契約の締結

広告掲載事業者として選定された者は、さぬき市と細部についての協議を行い、本業務に係る契約を締結することとする。

8 広告取扱いの指針、基準等

本業務に係る広告の取扱いについては、「さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱」その他本市が定める規定により行うものとする。広告掲載事業者は掲載予定の広告を市に通知し、市は、これら要綱等に基づき広告掲載前に当該掲載予定広告の事前審査を行うものとする。

9 その他

- (1) 応募書類の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) この要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

10 問合せ先

さぬき市市民部生活環境課 担当：武田
電話：087-894-1119 FAX：087-894-3000
E-mail：seikatsu@city.sanuki.lg.jp